

旭医大達第30号
令和6年3月18日

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程（平成16年旭医大達第156号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(時間給及び日給)</p> <p>第6条 時間給及び日給は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 医員である職員については、予算の範囲内で日給として別に定める。</p> <p>(2) 講師である職員については、予算の範囲内で時間給として別に定める。</p> <p>(3) 医師、歯科医師、学校医及び学校歯科医である職員については、2,500円の範囲内の額をもって時間給とする。</p> <p>(4) 客員教員である職員については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けこととなる基本給月額の額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額をもって時間給とする。</p> <p style="text-align: center;">(基本給月額×12) / (52×38.75)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、1週間当たりの勤務時間が30時間を超えない範囲内で勤務する職員については、別表第1に定める額の範囲内の額をもって時間給とする。</p>	<p>(略)</p> <p>(時間給及び日給)</p> <p>第6条 時間給及び日給は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 医員である職員については、予算の範囲内で日給として別に定める。</p> <p>(2) 講師である職員については、予算の範囲内で時間給として別に定める。</p> <p>(3) 医師、歯科医師、学校医及び学校歯科医である職員については、2,500円の範囲内の額をもって時間給とする。</p> <p>(4) 客員教員である職員については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けこととなる基本給月額の額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額をもって時間給とする。</p> <p style="text-align: center;">(基本給月額×12) / (52×38.75)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、1週間当たりの勤務時間が30時間を超えない範囲内で勤務する職員については、別表第1に定める額の範囲内の額をもって時間給とする。</p>

2 職員のうち、旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第15号。以下「常勤職員の給与規程」という。）第17条（基本給の調整額）の別表に掲げる者と同様の職務を行うものと認められる者で、かつ、勤務命令等が常勤の職員の例により取り扱われている者、常勤職員の給与規程第34条の13に規定する手当を支給される者若しくは、手術部、救命救急センター及びHCUに勤務する看護師については、別表第1の調整額加算1又は2の額の範囲内の額をもって時間給とすることができる。

(略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

【改正理由】

看護師の処遇改善のため、所要の改正を行うものである。

2 職員のうち、旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第15号。以下「常勤職員の給与規程」という。）第17条（基本給の調整額）の別表に掲げる者と同様の職務を行うものと認められる者で、かつ、勤務命令等が常勤の職員の例により取り扱われている者若しくは、手術部、救命救急センター及びHCUに勤務する看護師については、別表第1の調整額加算1又は2の額の範囲内の額をもって時間給とすることができる。

(略)